

摂 津 市 議 会

建設常任委員会記録

平成28年12月6日

摂 津 市 議 会

目 次

建設常任委員会

1 2 月 6 日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第 7 3 号所管分の審査-----	3
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第 7 6 号の審査-----	6
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第 9 1 号の審査-----	8
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第 9 3 号の審査-----	11
質疑（山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第 7 4 号の審査-----	17
質疑（山崎雅数委員）	
議案第 8 5 号所管分の審査-----	18
質疑（山崎雅数委員）	
議案第 9 2 号の審査-----	18
質疑（山崎雅数委員）	
採決-----	21
閉会の宣告-----	21

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成28年12月6日（火）午前9時58分 開会
午後1時19分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 弘 豊 副委員長 南野直司 委員 山崎雅数
委員 野原 修

1. 欠席委員

委員 木村勝彦

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
上下水道部長 山口 猛 同部理事兼下水道事業課長 石川裕司
下水道業務課長 江草敏浩 総務課長 末永利彦 営業課長 林 彰彦
水道施設課長 樫本宏充

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 橋本英樹 同局総括主査 田村信也
同局書記 渡部真也

1. 審査案件（審査順）

議案第73号 平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第76号 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第93号 摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第74号 平成28年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第85号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員

の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定
の件所管分

議案第 9 2 号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制
定の件

(午前9時58分 開会)

○弘豊委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

昨日の本会議で、本委員会に付託された案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○弘豊委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○弘豊委員長 再開します。

議案第73号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

どなたか、ありますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 おはようございます。

今回の補正で、建設常任委員会にかかわるところは、公共下水道事業特別会計繰出金、この1点だと思うんですが、この後、審査もされますけども、公営企業化、下水道事業会計が変わっていくということでの決算、出納の閉鎖時期の違いによる下水

道料金の収入不足、それと三箇牧の雨水幹線整備の一部を補って繰り入れるということですが、下水道料金不足分については、来年4月から移行するから、決算時期も3月末で、2か月分の料金について、原資として入れるということだとお聞きしておりますが、この繰り入れたものが、市から下水道企業へ資本化というか、準備金的なものとして繰り入れたという形になるのか。これは一般会計に戻すということにはならないと考えてよいのか。また、これが下水道の負債になっていくと考えるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の質問に答弁させていただきます。

今回の公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、委員がおっしゃるとおり、使用料収入が打ち切り決算になるということで、来年3月31日までに入らない分、あと工事費の増による予算の均衡をとるために繰り出すという形になっております。

最後、決算時にどういう手続をするかというお問い合わせですが、この費用につきましては、適切な形で最終処理をさせていただきたいと思ひまして、決算で均衡をとるという形で閉めていきたい、打ち切り決算をしていきたいという考えでおります。

この最終の決算に当たって、この繰出金、最終的にどういう形にするかということについては、今後、決算までに、その運用状況をもって調整してまいりたいと考えております。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これは閉めたら打ち切

るわけですよ。そうすると、当然に2か月分の収入はないわけですから、これはもう入れっ放しにならざるを得ないということでしょう。資本化というか、下水の会計にもう入っていくものというふうに、当然、何ぼ入らなくて、何ぼ出ていって、細かいその調整は決算のときにはあるでしょうけども、大枠のこの2億円という数字はもう入ってしまうと考えていいのかどうかをお聞きしたい。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

金額については、決算で調整するという形になりますけど、来年度から公営企業になりますので、黒字額については、一定4月からのスタート時点での資金として、事業を進めていくにあたっては必要となつてまいりますので、その辺は十分勘案した形で調整してまいりたいと思っております。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 伝わっていますか。

今回、一般会計から下水道会計に繰り入れをするわけです。これは下水道会計の不足分、これがあつた状態で閉められないわけですよ、要するに。それはもう一般会計から入るわけですよ。そうすると、年度がかわってから後も、それが前倒しで入ってくるというものではないわけですから、来年以降も。今回入れた不足分というのは、もう下水道会計が持っていくということでもいいわけですねという話です。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃられるとおり、今回繰り出された金額につきましては、来年度以降の企業

会計のスタートに当たって、この費用を持ってスタート資金、企業の来年度の当初の資金として、運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 それでもう一つです。下水道会計、今、単年度収支ですから、累積の赤字ということにはなっていないんですけども、負債を多く、資産とあわせて持っていると思うんです。市から出資した部分というのは、これまでのインフラ整備で、市が負債として負わせるわけではなくて、出している分というのは負債にはならないと思うんですが、下水道の整備については、もうずっとこれまで、多額の起債、債務を負っている形になっているんですね。今回入れる、持っていくお金も、資本化として下水道の会計に入っていくと思うんですけども、これは公営企業会計の負債にはならないですかね。それだけはお聞かせいただけますか。今回入れるお金がね。

○弘豊委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 私のほうから少し答弁をさせていただきます。

先ほど課長からもありましたとおり、3月31日をもって出納を閉めるわけですので、28年度に施工している工事でありますとかいう部分については、当然のごとく、通常でありましたら出納整理期間にまだ支払いすることができますし、また、収入することができるということになりますけれども、今回は、あくまでも公営企業法を4月1日に適用するという前提に立ちまして、その適用日の前日をもちまして決算を打ちなさいという地方公営企業法の規定がございます。そのため、こ

の料金等々は入ってこない。もしくは歳出につきましては、企業会計にはなっていないけれども、3月31日時点ではいわゆる負債として、これは特例的支出というんですけれども、4月以降に払わないといけない負債としてカウントをすると。

先ほど申しました、その一般会計からの繰入金に相当額ないと、その特例的支出、企業会計でいういわゆる未払金をお支払いできないという事態になりますので、当面はそちらの資金に充当をして、実際に、今後、企業会計を適用しますと、減価償却費等々、現金の支出のない支出もございすし、また、現金の収入のない収入ということも出てきますので、そのあたりを見ながら考えていきたいと思っておりますけれども、とりあえずは、この分につきましては、4月、5月の支払いの部分としては必要な資金と思っておりますので、この3月末の打ち切り決算におきましては、決算として収入をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 そういう意味で、先ほども言いましたけれども、これまでの整備の費用の負債というのをたくさん持っていけることになるんだと思います。なるべくインフラ整備とか、こういう下水道事業に対して市がこれまで出してきたお金というのは、負債にしない部分というのはなるべくたくさんつくるべきだと私は思います。これから健全経営といえは聞こえはいいですけども、負債を抱えていきはるわけですから、大変なんだろうと思いますので、どうしても負債にしないでほしいというような中身ではなくて、それこそ出納の閉鎖で整理をするためのお金みたい

な話なわけですから、できれば負債ではない勘定にすることはできないのかなということだけ、お聞かせいただければと。

○弘豊委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 今現在、私どもは、この打ち切り決算によって収入いたしまず一般会計からの繰入金について、負債というふうな確定的な認識は持ってはおりません。先ほどと、繰返しになって恐縮なんでしょうけれども、3月31日時点ではお支払いができない部分、この部分につきまして補填する財源がなければ、一時借入金という形で回していく必要があるかと思います。これはいずれの会計もそうなんですけれども、新年度の収入もなかなかないと。もちろん前年度の支出につきましては、前年度の収入をもって充てるとというのが原則でございますので、そういう面から言いましたら、一時借入金をいたしますと、やはりそれなりの利息等々も発生いたします。もちろん会計は別ということで、それなりの負担、相当の負担はすべきかとも思いますが、今回の公営企業法の適用に当たりましては、先ほど申しました未払金的な部分につきまして充てていきたい。

今、山崎委員がおっしゃったことも含めて、しっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○弘豊委員長 ほかに質問はございますか。

南野委員。

○南野直司委員 おはようございます。

私も、1点お聞きしたいと思います。

この公共下水道事業特別会計繰出金について、さまざまな議論がありましたけれども、打ち切り決算を一旦されるということ

で、下水道事業会計を公営企業会計に移行するためのさまざまな整備の中の一つかなと思っています。

先ほど部長からも、地方公営企業法にのっとってこのような措置をされたということでご答弁があったと思うんです。

高槻市のほうも大体同じような形でされますし、あと北摂では、もうほとんどがこの公営企業会計に持っていかれているのかなと思いますけども、ほかの市もこのような形で一旦閉められて、同じような手法でされているのか。法的な部分でこのようなマニュアルがあったのかなと思いますけども、総務省等々から下りてくる、そういった手法について、同じような方法でされているのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 南野委員からのご質問にお答えさせていただきます。

公営企業会計の適用の推進につきましては、総務大臣のほうから、平成27年1月27日に公営企業の適用の推進について、平成27年度から平成31年度までに公営企業の適用について、集中的にする時期として、人口3万人以上の市町村については移行が必要という要請文が出されております。

委員おっしゃられたとおり、高槻市につきましては平成27年度から、茨木市については今年度から、吹田市については、本市と同様に平成29年度から移行の予定で手続を進めておられます。その通知に合わせまして、その移行のマニュアル等についても、総務省から、一定このような形で手続を進めなさいという形が示されておりますので、各市とも同じような手続をとって、移行作業を進めておられます。

以上でございます。

○弘豊委員長 よろしいでしょうか。

○南野直司委員 結構です。

○弘豊委員長 そのほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第76号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 公共下水特会の補正ですけれども、三箇牧の雨水幹線整備が整ったということですね。工事の規模、内容、どういったことが行われるのか、お聞かせいただきたいと。

それから、本会議での説明では、債務負担行為が7億円から減額になったという説明もありました。この辺の関係もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

石川理事。

○石川上下水道部理事 三箇牧の建設工事の概要でございますけども、管の口径としては、内径1,800ミリでございます。延長としては370メートル弱になるんですけども、これは推進工事が大部分になりますけども、一部、開削工事もございます。これを今年度発注して30年度まで3か年でやってしまいたいと。ただ、実質的な工事としては29年度、来年度からになります。

当初、この事業の債務負担行為として、限度額7億3,000万円程度を計上しておりましたけども、今回、歳出予算に1億8,600万円計上させていただいて、さらに29、30年度で6億900万円、合計7億9,000万円ということで、事業

費としては、当初よりも6,000万円程度増額になっております。これは債務負担行為の額として、それだけ見れば減ってはいるんですけど、事業費、工事費としては6,000万円程度の増額になっております。

これは、当初は地盤改良工法といたしまして薬液注入、これは地盤の中に薬剤を浸透させて、地盤の強度や止水性の増加を図るという工法でございますけども、こういった工法から、さらに信頼性の高い工法といたしまして噴射攪拌工法、これは地盤の中にパイプを先行しまして、そこからグラウト剤、空気、水、こういったものを水平方向に噴射をしていって、それを回転させながら改良体をつくっていくという工法でございます。これは非常に信頼性の高い工法と言われておりまして、過去も安威川以南地域においては、こういった工法で工事をしてきたという実績もございます。

今回、大口径の推進ということで、安全性等を考えて、当初の案から地盤改良工法を見直して、その結果、工事費が当初よりもふえているという状況でございます。

以上です。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これは、あとしっかりとやっていただいて、摂津市は、それこそ、福岡市みたいに地下鉄が走っているわけではないですけども、地盤は洪積層ですから、しっかりと攪拌工法を一旦見出してみると、しっかりした地盤ができるというのはよくわかります。そういう意味では、多額のお金がかかる工事なんだろうと思います。しっかりとやっていただきたいと思うんですが、8,000万円からの国の補助もつくということです。これは今度、この後ありますけども、雨水幹線、八町の

下水整備なんかとはリンクするんですかね。その辺も聞かせてもらえますか。

○弘豊委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 八町で予定しておりますのは污水整備ということで、調整区域内にも污水管を入れていって、水洗化をしていただくという工事でございます。今回の三箇牧については雨水の幹線ということで、直接には関係はございません。

以上です。

○弘豊委員長 よろしいでしょうか。

ほかの方、質問ございますでしょうか。

南野委員。

○南野直司委員 公共下水道事業特別会計補正予算の中の三箇牧鳥飼雨水幹線の整備について、先ほどもいろいろありましたけども、いろいろ見ておりまして、社会資本整備総合交付金の見通しが厳しいであったり、いわゆるJR東海との障害物の問題、これはクリアしたかなと私自身は認識しておるんですけども、29年から工事開始されるということで、工事のその中身とか、スケジュール的な部分、どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 今回、三箇牧の工事は、1億5,000万円を超えるような工事になってきますので、議会の議決をいただいて、本契約をするという運びになります。今の予定ですと、3月議会で議決をいただいて、本契約をしてしまっ、実質的な工事は29年度からスタートし、30年度で終わるという予定でございます。

あと交付金でございますけども、先ほど言われましたように、当初は内示率が低くて、発注は見合わせておりましたけども、

この10月の国の補正で一定額が確保できたことから、発注という運びになったものでございます。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 これは高槻市との合同の作業ということで、確認だけしておきたいと思います。受益する面積が、高槻市が87%で、残りが摂津市という割合で、予算も減額補正されたり、いろいろありますが、高槻市とのやりとりの部分、ご答弁いただきたいと思います。

○弘豊委員長 石川理事。

○石川上下水道部理事 三箇牧の雨水幹線については、その排水区域面積としましては、高槻市区域が83.56%、摂津市16.44%ということで、この割合で費用負担しているということでございます。

当初は、交付金の内示率が低くて、そんな状態で仮に発注してしまえば、結局、各市の負担がふえる。特に高槻市の負担額が多くなってくるということで、高槻市においても、余りにも内示率が低いようでは、発注は見合わせてほしいというようなことは言われておりました。

今回、10月の国の補正で、改めて国に要望したところ、交付金が確保できたということで、高槻市のほうにも理解をいただいているということです。

確かに大きな工事ですから、交付金というのは大事なわけでございますけども、本市は下流にあって、一旦事が起これば、浸水被害というのは本市のほうで発生するんだというようなことから、交付金の多寡にかかわらず、やはり工事は早期発注をしたいんだということで、高槻市とも協議をしてまいりました。高槻市とも協議した中で、交付金が確保されて、100%確保で

きないにしろ、うちはその確保の努力をした上で、工事発注をすることについては理解をいただいているということでございます。ですから、交付金が例えば80%であっても、うちは工事をして、この負担割合で高槻市のほうに負担をしていただくということでご理解をいただいております。協定も結んでおります。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、わかりました。この三箇牧鳥飼雨水幹線あるいはもう一つは東別府の雨水幹線等々、やっぱり防災的にも非常に大事な整備とっておりますので、どうかこの件、高槻市ともしっかりと連携をとっていただいて、スケジュールどおり整備が進みますようよろしくお願いします。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員の質問は終わりました。

そのほか、質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第91号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 新しく、今度、下水道の整備負担を求めるという条例なんですけども、新しく下水道整備負担を求める世帯数、規模というか、拡張状況をお聞かせいただきたいと思います。

それと、今度の新たな負担金のこの算定条件を詳しくお願いをしたいと思います。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の1回目のご質問にご答弁させていただきます。

今回、制定いたします摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましては、これまでございました条例に追加いたしまして、市街化調整区域につきましてはの受益者負担額を新たに定めるという改正でございます。

受益者の負担についての算定方法でございますが、下水道事業につきましては都市計画事業でございます、市街化調整区域につきましては都市計画税が賦課されていない状況でございます。一定、公平性を保つという観点から、市街化調整区域の負担額につきましては、通常の受益者負担金となります工事費相当額にあわせまして、都市計画税相当額という、この二つの金額を合算した形で、今回、920円という額を定めております。

それぞれの算定の考え方ですけど、工事費相当額につきましては、従来の市街化区域の負担区と同様でございます、総事業費から国費補助金を差し引いた分、これが摂津市の負担額となってまいります。その工事負担額を市街化調整区域、今回は八町区域なんですけど、40ヘクタールで割り、これの5分の1、これが工事費相当額の負担額となります。この額が268円となっております。

もう一つ、都市計画税相当額につきましては、市街化区域における1平米当たりの都市計画税の額を通常の都市計画事業に占める下水道事業に投入されている割合、を掛けたもの、これの5年間平均という形で出したものを、5年分いただくという形で、652円という算出をしております。

この考え方につきましては、先行して調整区域を整備しております高槻市、茨木

市と同じ考え方でしております。都市計画税の5年相当額につきましては、計画しております鳥飼八町区域の工事の事業量につきまして、約5キロの工事延長になってまいりますけど、全て事業を実施したら、およそ5年で終わる規模なので、都市計画税については算定上は5年分という形で、出した二つの数字、268円と652円を足した920円という額になっております。

鳥飼八町につきましては、現在、鳥飼八町1丁目のほうにつきまして、人口約200人いらっしゃるしまして、80世帯余りの世帯数が、今回、汚水処理の第一弾の対象として進めてまいります予定でおります。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 都市計画の調整区域ということでの税負担も含めて、この金額になってくるといのはわかりました。しかし、この80世帯の方、いろいろ占有面積ですとか、下水道整備の負担金の実際に支払う額というのは、1世帯当たりとか、1軒当たり、大きさが違うんでしょうけど、大体どのくらいの金額に、920円を掛けますとなるのか、見積もりとかはされていないでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

戸別の見積もりについては行っておりませんが、説明会につきまして、地元で、都市計画を決定するときに、あと、この受益者負担金条例を検討する前の2回行わせていただいております。それぞれ住民につきましては、それぞれ大きい土地を持っておられますので、その辺について

は、ご懸念されている声も確かにお聞きしたところではございますけど、その説明会の中では、受益者負担金より、その後、工事を早くしてつなぎたいというご意見を多くいただいているというのが、説明会の中での状況でございます。また、実際、いつから使えるんだとか、ますの設置についてはどのようにというような、どちらかといったら、もう先行した、受益者負担金の話より、そういうお話をいただいたところでございます。

以上です。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 聞いていないことまでお答えいただきましたけども、その920円というこの金額、それこそ、大きな土地をお持ちということになると、排水、1件当たり、数十万のお金になってきますでしょう、基本的に。そういうところでも、つないでいらんとか、もううちはやめとくとかいうような話にならないかということをお聞かせいただきたい。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

接続につきましては、市街化調整区域で建て替えたということで、最近建てられた方につきましては、合併浄化槽を使用しておられるというところもございます。その中で、当然、下水の汚水ますを上げましたら、受益者負担金はかかってきますよというご説明はさせていただいているところ です。

実際の工事につきましては、浄化槽が壊れた時点でつなぐとか、そういう話がありますけど、基本的には、今回の工事で汚水ますを設置しなければ、自費で設置していただかないといけないというようなご説

明もさせていただいているところで、費用が高いからつながらないというようなお話は、説明会の中ではございませんでした。

以上です。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 市街化調整区域内の受益者負担金の額を定める条例制定の件ですということであります。1平方メートル当たりの単位負担金額が920円になったの算出された根拠について、課長から先ほどもご答弁ありました。鳥飼八町1丁目の約80世帯の方が対象になるということであります。これまでも説明会等々開かれて、ご説明されてきたと思いますけども、これは議案が通れば4月1日から施行ということでもありますけども、周知の方法、戸別にしていられるのか、大体の方が知っておられるから通知をされるのか、その辺を教えてほしいと思います。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 南野委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

周知の方法につきましては、今後、工事に入るときにつきましては、戸別に工事担当が回らせていただくというのと、一定地元の説明会におきましては、920円という額は確定しておりませんでしたけど、おおよそ900円から950円という説明はさせていただいている状況ですので、来年度以降、鳥飼八町のほうに、工事の担当のほうで順次工事をしてまいりますので、そのときに汚水ますの設置とかの説明もさせていただきます。その中で、地元への説明はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 それぞれ80世帯の方がさまざまな環境等々あると思いますの

で、1軒1軒、できれば丁寧な対応をしていただくように要望としておきます。よろしくをお願いします。

○弘豊委員長 ほかに質問のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第93号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、この条例も幾つか聞いていかないかんと思うんですけども、この条例ができることによって、結局、下水道事業が公営企業に移っていくということのスタートを切るという話になるわけですね。

本会議で三好議員も聞いてはりましたが、けれども、下水道事業が公営企業になるということの、これまで決算のときにも聞きましたけど、公営企業化というようなことで、業者にも頼んで、準備もしていると。その中身についても、藤浦委員なんかも聞いていたみたいなんですけど、なかなかきちんとした説明がこれまでなかったのではないかと。その大きな改変で、それこそ、建設常任委員会だけじゃなくて、もう市全体でしっかりと情報としては大きく明らかにしてもらわないかん内容なんだろうと思うんですけども、それをなしに、この条例をもうスタートさせていいという議論になるかどうか、非常に私は疑問なんですけど、これまで下水道事業を公営企業に変えていくための準備段階、ことしと去年と2年間でやってきたこと、それから、結局、公営企業化になることによって、それこそ、メリット、デメリット、どんなことになっていくのかということのきちんと

した説明、これをまずされるべきではないでしょうか。まず、そこからお聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 下水道事業につきましては、今までの会計につきましては、非常に経営状況が見にくい状況であったというので、下水道事業の法適用化によりまして、長期的に安定した下水道経営を維持するために、今回、下水道の公営企業に移っていくという形を考えております。これは経営の健全化、計画性、透明性、この辺を確保した取り組みの一つでありまして、収益取引と資本取引、この辺の区分をこれまでの官庁会計と区分しまして、はっきり示すということで、あと発生主義を採用することによって、経営の成績、財政の状況、この辺を明確にするということと、今回、摂津市の場合は公営企業法の全部適用をしてみますので、職員の中にも、この経営の意識について、意識向上が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 やろうとしているということは、それはそうなんだろうけども、それを市民、議員、それこそ、きちんと情報を明らかにせずに、もう条例だけ先に通してしまうというのはどうかなと思いますので、そのところをまたきちんと話をしてもらいたいと思います。なかなかこれ採決まで行くのが、私、非常に、おかしいと思わざるを得ないと思っています。

まず、公営企業になるということはどういう理屈になるのか、さっき、成績とも言われ、経営の意識とも言わりました。健全な運用というか、お金の経営というのは、もう計画がしっかりしていれば、それ

はそれでいいんじゃないかと。

国が、これを公営企業化して複式簿記にせないかんというのは、管理をやっぱりもっと厳格化して、市からのお金を入れさせない。独立採算制を追求するということにならないのかと。健全経営というたら中身はいいんですけど、中身は市長がそのまま管理者なんでしょうから、一緒なんでしょうけれども、独立採算制をやっぱり求めるということになれば、あわよくば利益を上げて、市とか公の援助などについては、なるべく絞られてという厳格化を求められるのではないかと。市民の利益はどこで図られるのかということになってこないのか。公営企業ですから、市民の利益を図るための企業ということにはなるんでしょうけれども。

あとインフラ整備ですよ、下水道は特にね。そうすると、インフラ整備の責任はやっぱり市にあるんだろうと思います。その事業を負わせるということでは、その市の責任の一部転嫁ということにならないとか、いろんな問題があると思うんです。

これから、下水道料金とか事業負担金、先ほども言いましたけども、さっきの受益者負担金の経営の中でという話になっていけば、それが負担増につながっていかないのか。そういったいろんなことがあると思うんですけれども、その辺の説明をきちんとしてもらわんといかんのじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

公営企業になるということは、独立採算という概念を持って企業を運営するという形になります。

インフラ整備につきましては、今までどおり、雨水については一般会計で負担をいただく。汚水については使用料収入の中で運営していくという形が基本、その形は変わることはございません。

先ほどおっしゃられた、今後の負担増になるかどうかというお話でありますけど、これにつきましては、企業会計を取り入れることによりまして、それぞれの収益について明確にすることができまして、それをもって、より緻密な事業計画を立ててまいります。その中で、市民にご負担を多くかけることがないような総合的な計画を立てて、企業を運営していくという第一歩であると考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 雨水を、それは当然インフラですけども、下水もインフラだと思います。水道も一緒です。ライフラインですし、しっかりとこの辺の整備を市に責任を負わせるということをしちんとしていくべきだと思います。

1個ずつ条例の中身も聞きたいと思うんですが、まず1条ですね。水道事業及び下水道事業の設置に関する条例ということで、水道条例の中に一つにあわせていくという形をとった。下水道だけ別につくるということではなかったということについては、これは将来的に水道事業と下水道事業の設置を統合していくということを見通してのことでしょうか。新しく上下水道の3条では、下水道事業経営審議会を設けるんだということも出ていますね。非常に多岐にわたります。

それから、この事業経営審議会は、経過措置の中で一番最後ですけども、上下水道事業経営審議会委員ということで、これ

も、もう今の水道事業経営審議会委員はスライドするということでもいいんでしょうか。

それから、4条の情報公開条例ですか、職員条例とか、もう全部変えないといけないんでしょうか。

それから、督促状とか、これも一応、今、市の事業としてやっていたものが、今度、事業会計になる。料金とか、その中身の作業が、もう報告だけになってしまうということにはならないのか。そのあたり、お聞かせいただければと思います。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 山崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、上下水道の統合を将来考えておるのかというお問い合わせには、水道事業、下水道事業、会計については別でございます。ただし、今回、企業会計に移る中で、総務部門とか、そういう共通化できるところについては、合理化を部内で検討しておる状況でございます。

次に、審議会委員につきましては、事業的には二つの事業が存在するという形でございますけど、審議会については、一つの審議会において、それぞれの会計の案件を審議していただくという会で設置してまいりたいと考えております。（「同一の委員で」と山崎雅数委員呼ぶ）

あと、その他、督促など、そのあたりについては、総務常任委員会で審査する案件ではないかということでございましたけど、今回につきましては、中身を変えることなく、市の今、条例に載っておったものを企業会計のほうに同様の内容に移行するという内容でございますので、今回、この建設常任委員会のほうでご説明させていただいておるというところでござ

います。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 今、ご説明いただいたように、この条例そのものは、ただ会計が、下水会計が複式簿記になって、企業体として来年4月からスタートする。中身は全く変わりません。ですから、これは通してもらってもいいですという説明に聞こえるわけですがけれども、本会議で三好議員も言っていましたけども、市民のための利益になるのか、何でこれをせないかんのかというところの説明が本当に欠けているんだろうと思います。変わらないなら、別に変える必要はないのではないかと。

法的にも、企業会計にせないかんとかいうのも30年とか、国のほうもまだまだもう少し余裕もあるとも聞いています。作業的には去年とことしで外部委託もしながらやってはるわけですがけれども、その辺が全然見えてこないと言わざるを得ないと思います。市民にとっては、これが利益になるんでしょうか。

○弘豊委員長 暫時休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時42分 再開）

○弘豊委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

答弁を求めます。

山口部長。

○山口上下水道部長 私のほうから下水道事業に対する公益企業化に当たっての今後の説明といいますか、なかなか前日の本会議でもご質問がございましたし、本日も今しがた、山崎委員からいろいろご質問いただきました。

やはり、今現在、水道事業の規模が、資産130億円でございます。下水道事業が

公営企業化されますと、今あらあらではございますけれども、560億円という資産を抱える企業になるということからしまして、やはり水道の4倍強の規模になるということも含めて、この手続をできるだけ丁寧かつ詳細にご説明を申し上げるのは当然のことであると。その上で、一定のご理解を賜った上で、新年度、平成29年度の業務の予定でありますとか、いわゆる予算、こちらのほうの議案を来年、第1回定例会のほうに上げさせていただこうと思っておりますので、その前にしかるべき適切な時期を見計らいまして、その時点での公営企業化の状況、それから詳細な説明をする場をできましたら設けさせていただければ、我々としましても大変よいことではないかなと思っておりますので、ぜひともそういう機会を持たせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○弘豊委員長 そうしましたら、質問のほうを続けていきたいと思います。

南野委員。

○南野直司委員 議案第93号、下水道事業に地方公営企業法の規定を全て適用するための条例制定ということで、いわゆる下水道事業会計を公営企業会計に移行するためのさまざまな法整備をしていくということでございます。

上下水道部として、下水道事業、そして上水道事業が一つのネットワークを構築しながら、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、そして経営基盤の強化と財政マネジメントの向上にさらに今後とも取り組んでいかれると認識をしております。行財政改革の観点から、そして、あるいは市民サービスの向上、あるいは一般会計の負担を軽減するという観点から

は私自身も賛成という立場でありますので、しっかりと進めていただきたいと思いますけれども。

何点かお聞きしたいんですけどもね。例えばですけども、幾つかの市はこの公益企業会計に移行するに当たって、してからになるかもしれませんけども、例えば摂津市の下水道事業における地方公営企業法適用にまつわる基本計画というものを幾つかの市はつくっておられました。総務省からおりてくるマニュアル等々にあったかもしれませんけども、1点目には基本計画の目標と背景、そして2点目には摂津市の公共下水道事業の概要、そして3点目には法適用の概要、4点目には地方公営企業法適用の範囲、5点目には本市における法適用基本方針、そして6つ目には地方公営企業法適用に伴う移行事務、そして7つ目には固定資産の調査及び評価、そして8点目には移行スケジュール、先ほどもスケジュールについては説明いただきましたけども、そういった基本方針、基本計画というものを、大変ですけども、つくっていくのも一つの取り組みかなと思っておりますけども、この点、どのようにお考えになれるか、お聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

江草課長。

○江草下水道業務課長 南野委員の1回目の質問にご答弁させていただきます。

先ほど委員長おっしゃられた基本計画につきましては、一定総務省から示されております業務の移行のマニュアルの中で示されておるところでございます。その中に基づいて、順次、個別に、計画という形では組み立てておりませんが、それぞれの項目については検討しながら進めておるというのと、最終的にはそれを取りまと

めた形で下水道のビジョンというのを作成して、経営戦略というものに組み立てていく。今後、それを進めていくということを考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。下水道ビジョンということで展開していくということで、それは市民の皆さんに回覧できるような形で、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点は地方財政措置、この取り組みをされた市町村に対して、地方財政措置がとられるということで、公営企業会計の適用に要する経費については平成27年度から平成31年度までの間、公営企業債の対象とする措置を講じるとともに、下水道事業及び簡易水道事業については元利償還金に対する普通交付税措置を講じることとしていますということでありますけれども、そんな地方財政措置についてどのような形であるのか。お金の流れですかね、お聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 今回の企業会計の適用につきましては、一定この地方財政措置、先ほど委員がおっしゃられた企業会計の適用に要する費用の財源については企業債の措置ができる、その企業債の元利償還金については普通交付税の措置を講ずるという手法はございますけど、本市の場合につきましては全て繰入金のほうで対応しておりまして、この財源措置については今回適用しない形での移行作業を進めておるという状況でございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。

そうしたら、もう1点、先ほどからメリット、メリットといろいろありましたけども、この下水道事業における地方公営企業法の適用について、法適化の具体的なメリットについてお聞きしたいと思います。

例えば、総務省からこれは公表しております地方公営企業法の適用に関するマニュアルの中に、法適化のメリットとして5つ挙げておられます。損益情報、ストック情報の把握による適切な経営計画の策定、2点目には企業間での経営状況の比較、3つ目には経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上、そして4点目には住民や議会によるガバナンスの向上、5つ目には企業会計に精通し、経営マインドを持った人材の育成、5つあります。それから、先ほど部長からも説明あったと思うんですけども、移行前と比較しての財政効果、消費税の節税効果、その辺、移行後のメリットについて今の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

末永課長。

○末永総務課長 南野委員の3回目のご質問でございますけども、下水道の法適化のメリットの点でございます。

5つ、今お話しいただきました。一つ一つという形にはなるかと思うんですけども、移行の法適化のメリットとしまして、損益計算につきましては、これから公営企業会計化に進む中では、そういうふうな損益状況というのは決算状況とか、形であらわしていきたいなと思っておるところでございます。

それと、2番目の企業間の比較という形でございますけども、公営企業化は本市のみならず、他の下水道事業体でもやる中で

は、決算状況、損益状況というのは、比較というのは当然、明確になってくるのかなと考えておるところでございます。

それと、3番目の経営の自由度というところ、公営企業になったから自由に経費を使えるという状況ではなく、例えば毎月毎月の支出、収入という中では企業なので、例えば収入が下降ぎみであるというときにはその支出をどういうふうにしていくかということについては、ある程度経営の理念は発揮されるのかと思っております。

それと、4番目の市のガバナンスという中では、市全体の中では、そのガバナンスという中で水道事業、下水道事業、一般会計というのは理念というか、そういうところがある程度の違いはあるかと思うんですけども、経営方針は、先ほどお話ししました下水道ビジョン等でお示ししながら経営方針を明確にしていきたいなというふうな思いでございます。

それと、最後の経営マインドの向上、職員も含めまして経営マインド、一般会計の職員でありながらも経営マインドというのはあるかと思えますけど、特段この公営企業化になりますと、日々、毎月毎月の経営状況がはっきりと見えてきます。それで、一つのものを支出するに対しての経営というか、歳入に対しての歳出というふうなマインドというか、気持ちというか、というところの部分につきまして、一定法適化することによってメリットは見えてくるのかなと思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 江草課長。

○江草下水道業務課長 南野委員のご質問にお答えします。

先ほど末永課長のほうから答弁したものの全体を通しまして、公営企業に移ること

によりまして同じような会計処理で比較することができるということになりまして、安易に他団体と比較することができるということは、本市のどこが弱い所なのか、逆にどこが他市は努力しているところか、そういうところが比較しやすいようになるということは、その辺、住民さんにも説明しやすい、議会のほうにも説明しやすいということになると考えております。

あと、住民ニーズに迅速に、企業会計に移ることによりまして経営の効率化、その辺が直接住民のサービス向上につながるということ、この辺をあわせまして最大限の効果を発揮できるような形で取り組んでいくというのが最大のメリットではないかなと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 南野委員の質問に包括的にお答えを申し上げたいと思います。

今、末永課長、それから江草課長のほうから、個々個別のことについての答弁を申し上げましたけれども、南野委員のほうから改めて5つの公営企業化にすることによるメリットをご紹介いただいたところでございます。まさしくそのとおりかとは思います。

それで、我々の使命としまして、やはりこの企業、上水道、下水道という二つの企業を将来に向けてサステイナブルなもの、いわゆる持続可能な企業として引き継いでいくということが最大の使命であろうと。その中では、やはり時代、時代によりまして老朽化の問題でありますとか、いろいろございますけれども、これに適切に対処していくことによって、また先ほど申されました5つのメリット、これを最大化さ

せるような取り組みを今後さらに推進をしていって、この企業というものを将来世代にしっかりと健全なものとして引き継いでいきたいと思いますし、そのことによって究極の目的でございます住民福祉の増進、また公共の福祉の増進に努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○弘豊委員長 南野委員。

○南野直司委員 メリットについて、ご答弁いただきました。わかりました。

来年の3月25日に、水道調整、下水道事業の職員の皆さんが異動されて、組織体制は経営企画課、料金課、水道施設課、下水道事業課の4課体制となって取り組んでいかれるということでございます。どうか、よろしくお願いします。

上水道に関しましてはおいしい水の提供、そして下水道に関しましては、私自身は安全・安心な災害に強いまちづくりの大きな下水道という役目を担っておるかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、公営企業会計を導入して将来の収支見込みを明らかにしながら、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいただきますよう、要望としておきます。

○弘豊委員長 ほかに質問ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。
暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後0時56分 再開)

○弘豊委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第74号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 水道会計補正予算についてお聞かせいただきたいと思います。

本会議での説明もありましたが、収益的な部分の減額、これの見通しということなんですけども、この状況をお聞かせいただき、中身のほうお聞かせください。

それと、資本的支出でも改良費のほうが48万円減っているということですけども、この状況もお聞かせいただければと思います。

○弘豊委員長 答弁を求めます。

末永課長。

○末永総務課長 山崎委員の1回目のご質問にお答えさせていただきます。

今回、平成28年度補正予算(第2号)という形で補正させていただきました。内容としましては、人事院の一般職の給与の補正と手当て、制度の改正という形で、人勧に伴う人件費の改定というところ。

それともう1点、資本的支出で48万円の減少という形でございますが、これにつきましても、配水管整備事業費というか、四条予算、資本的支出のほうの人件費の人事院勧告に伴う減少ということになっております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 要するに、ともに人件費ということでよろしいですね。わかりました。

○弘豊委員長 ほかに質問ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第85号の所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 議案第85号、65歳以上の職員の方に雇用保険の適用がされるということですね。水道に関して、上下水道部で具体的に対象とか、どういうことになっていくかというのがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○弘豊委員長 末永課長。

○末永総務課長 今回の、議案第85号の条例改正でございます。委員がおっしゃいますとおり、65歳以上の退職後の処遇の改定と。これは、国会のほうで雇用保険法の改正がございました。委員がおっしゃられます水道事業で継続して業務を行っている人は今までどおり継続という形、65歳以上。一たんやめられてほかのところから、ほかの民間企業とか来られた場合にはこういうふうな対象と。現在、水道事業のほうで65歳以上の職員というか、働いている人間は、継続的に働いている方が全てだと考えております。今後につきましては、雇用方法等ございますけれども、現状では対象、改定に伴って大きく変化する職員はいないと思っています。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 水道事業のほうでは、これから65歳以上の方が新たに職員として入ってくるということは、基本的には見通しとしてはないということよろしいでしょうか。

○弘豊委員長 末永課長。

○末永総務課長 山崎委員2回目のご質問にお答えさせていただきます。

これから、現在、水道事業におきましても日々改善という、業務方法の改善、いろいろ方法ございます。ただ、現状では4名の方が継続してきていただいているという状況でございますけれども、今後の見通しにつきましては、これからの業務の方法等で、ないとは限りませんが、今のところは可能性は低いのかなというふうな思いでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 ほかの方質問ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第92号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 決算でも未処分の剰余金の自己資本金に入れる議論をやって、決算が終わってるんですけども、私、まだ、基本的には剰余金、現象的にそのものがあるということではないにしろ、資本金に全て入っていくということが、摂津市や水道会計、市民にとってベストであるということがなかなか理解できてなくて、これが一番いい方法なのだというのをもう少し説明をしていただければと思っております。

○弘豊委員長 末永課長。

○末永総務課長 山崎委員の、議案第92号条例改正についてご答弁させていただきます。

この剰余金の処分の方法が正しいのかどうかということだったと思うんですけども、基本的な内容にはなるんですけど、地方公営企業法の中での利益処分について

ては、条例化しますけれども、一定、この積立金につきまして、前回の委員会でもお示しさせていただきましてとおおり、減債積立金、建設改良積立金を前年度以前に積み立てた分につきまして、それを四条予算の補填財源として使わせていただいて、その資金をもって資産にかえたという処理の方法、ここの部分につきまして、委員のほう疑問をお持ちかと思うんですけれども、経営というか、そこに組み入れること自身につきまして、資金が資産に変わったというところを上げ、正しい処理かというふうな中で、法改正以前も同じ手法でこういう形をとらせていただいてきたと、自己資本に積み立てていくというふうな方法とらせていただいて、今回の法改正で一定の条例化というふうなことでお示しさせていただいておるんですけれども、方法としては問題ないのかなと考えております。

以上でございます。

○弘豊委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 資本に組み入れる、基盤とをつくっていくという意味では、資本金繰り入れるというのは経営の安定という意味では非常にメリットあるんだと思うんです。積立金ですとか、そういった流動資本として残しておくということになれば、それこそさっきの議論じゃないですけども、事故があったとか何かのときに、不慮のお金が要するというときに、資本にしておくとは使えないのかな。そういうこともあるのかなと。

だからそういう意味で、会計処理というのは、いざというときの準備のためにも、当然、積立金は計画的にやってもらっていますからあるんですけれども、多額のものが要するときには、当然、債務も起こすことはできるわけなんですけれども、そうい

うお金の使い方というか、いざというときにできないのではないかなっていう気もしまして、ただ剰余金の処分のあり方として、積み立てやら何やらも全部行った後のお金にはなるんだと思うんですけれども、最終的な資本金に繰り入れるっていうことが、会計上一番正しいというか、一番よい方法なのだということが私なかなか理解できてないわけです。

そこを一度、会計の専門的な部分があるのかどうかわからないんですけれども、ご説明をいただければなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○弘豊委員長 今、質問でこの方法がベストなのかっていうことで聞かれてますけれども、剰余金の処分の方法として、いろんな処分の方法があってこれを選んでいいのか、またほかの処分の仕方があるのか。そういう角度からお答えいただけたらよいのかなと思うんですが。

末永課長

○末永総務課長 山崎委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

資本費の組み入れ方法のいろいろな考え方いろいろございます。今回、お示しさせていただいてます条例の議会議決を得て自己資本に組み入れる方法が1点目でございます。

その後に補填財源に充てる積立金を、うちのほうは補填財源というか、欠損金は出てませんので、今のところ三条予算の欠損金を埋める方法と、そのまま残置とする方法と、いろいろございますが、今回、山崎委員が疑問に思われている分、27年度決算でいいますと、4億8,000万円ほどあったかなと、その部分につきまして、現金というよりも、現金は資産に物に変わってしまったっていう、それでもって

資本のほうに回ってるという考え方、ただ、いろいろ方法がございますんですけど、将来的な次年度に向けての部分も含めまして、剰余金の処分につきましては、一定、減債積立、建設改良積立という形をとらせていただいているんですけども、方法としては、これは、摂津市のみならず、近隣各市でも同じ方法をとっているという状況の中では、問題ないのかなと思っております。

以上でございます。

○弘豊委員長 今、末永課長お答えいただいて、山崎委員のほうは、これがベストなのかどうかという問いに対して、問題ないのかなという、そういう答えなわけですけど、かみ合っていない感じです。少し整理したほうがいいのかな。

暫時休憩します。

(午後 1 時 1 0 分 休憩)

(午後 1 時 1 3 分 再開)

○弘豊委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

末永課長。

○末永総務課長 先ほど来ご質問いただきました剰余金の処分の方法につきまして、一定今の形があって全て正しいのかというお話でございますけども、現時点ではこの方法が正しいというか、ベストという形でとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○弘豊委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 私のほうから、補足になりますけども、ご答弁申し上げます。

この議案の中でも書いてございますとおり、減債積立金を使用して企業債を償還した場合、または、建設改良積立金を使用して建設改良工事を行った場合は、自己資

本に組み入れるものとするというふうな条文になってございまして、ここでみそとなるのは、「使用して」というところでございまして、これは、例えば決算をしまして、未処分利益剰余金がありますと、これは前年度からの繰越利益剰余金に当該年度の純利益、純損失を足し込んだ部分の合計が、未処分利益剰余金でございまして、これの処分につきましては、まずは、決算審査委員会の際に決算書の中で剰余金処分計算書としまして減債に幾ら、建設改良積立金に幾らというふうな積み立ての処分案をお示しさせていただいて、それで、今年度もそうでございましたけれども、議会の決算認定をもって、民間企業でいいます株主総会での議決を得たというふうなところで、一たん積み立てをさせていただくわけございまして、それを、当該年度、今の年度でいいましたら 28 年度に建設改良工事四条予算で執行するわけですけども、一たん積み立てたやつを、それを取り崩して、当該年度の歳出に充てた場合、現金預金としてはもうなくなってしまいます。

ですから、例えば、現金預金としてない部分をどうするのかということになってきたときに、建設改良積立金と減債積立金が減った相当額を基本的には、原則としては自己資本に組み入れるものとするという旧の改正前の地方公益企業法施行令の規定に基づきといいますか、今は基づくわけではないんですけども、基本はそういう形で毎年自己資本に組み入れて、先ほど委員もおっしゃったように、経営基盤の強化を図っていくという、これが基本的なやり方でございますので、今後ともこういう形での処分をお願いしたいということで、条例化をお願いするものでございますので、

よろしくお願いいたします。

○弘豊委員長 ほかに質問ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 以上で質疑を終わります。
暫時休憩します。

(午後 1 時 1 6 分 休憩)

(午後 1 時 1 8 分 再開)

○弘豊委員長 再開します。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弘豊委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第 7 3 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 賛成多数。

よって、本件は可決するものと決定しました。

議案第 7 4 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決するものと決定しました。

議案第 7 6 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決するものと決定しました。

議案第 8 5 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 9 1 号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 9 2 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 9 3 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○弘豊委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します

(午後 1 時 1 9 分 閉会)

委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

建設常任委員長 弘 豊

建設常任委員 南 野 直 司